明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁五八）　一
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務三六一）　二
○戸籍が滅失した件（同三六二）　二
○厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件（厚生労働三二八）　二
○確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件（厚生労働三二九）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二四九九）　三
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件（同二五〇〇）　三
○保安林の指定をする件（同二五〇一～二五一四）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通九二三）　五
○自動車の型式を指定した件（同九二四～九四一）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一七一）　七
○道路に関する件（北海道開発局一〇六）　七
〔国会事項〕
内閣　人事院　公害等調整委員会　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　八
〔人事異動〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　八
法　務　九
決定（最高裁判所）　九
労　働　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

告　示

○金融庁告示第五十八号

ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月二日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における主たる店舗の所在地　東京都中央区京橋二―八―八　新京橋ビル六階

○法務省告示第三百六十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年十月十九日から効力を生ずる。

平成二十五年十月二日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪府泉南郡熊取町長

北海道上川郡新得町長

○法務省告示第三百六十二号

兵庫県明石市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十一月五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、明石市役所又は神戸地方法務局明石支局に照会すること。

平成二十五年十月二日

法務大臣　谷垣　禎一

兵庫県明石市東戎町二百四十五番地　住山　はる